

# 建築行政年報

令和2年度  
(令和元年度分)

第 39 号

宮 崎 市



# 目 次

## I 建築行政の組織

1 人口と行政区域	.....	1
2 沿革	.....	1
3 機構と職員数	.....	3
4 事務分掌	.....	4

## II 建築行政歳入決算状況

1 手数料収納状況	.....	5
2 計画通知事務処理件数	.....	5

## III 建築行政統計

1 建築行政統計年度別総括表	.....	6
2 年度別確認申請受理件数	.....	7
3 長期優良住宅認定申請事務処理件数	.....	8
4 違反建築物取扱件数	.....	8
5 許可申請件数	.....	9
6 道路位置指定件数	.....	9
7 定期報告対象建築物報告件数	.....	10
8 各種補助事業	.....	11

## IV その他

1 違反建築物防止週間事業	.....	13
2 建築物防災週間事業	.....	13
3 建設リサイクル法に基づく届出・通知	.....	14
4 建設リサイクル一斉パトロール	.....	14
5 中高層建築物に関する指導要綱	.....	15
6 建築物等に関する福祉環境整備	.....	16
7 狭あい道路整備事業	.....	17
8 宮崎市建築審査会委員	.....	17

# I 建築行政の組織

## 1 人口と行政区域

- (1) 市政施行 大正13年4月1日  
 (2) 行政区域面積 643.67 km<sup>2</sup>  
 (3) 人口と世帯数

現在	現住人口	世帯数
平成21年4月1日	368,735	157,136
平成22年4月1日	398,068	171,399
平成23年4月1日	399,984	170,457
平成24年4月1日	401,239	172,526
平成25年4月1日	401,320	174,106
平成26年4月1日	401,658	175,836
平成27年4月1日	401,135	177,051
平成28年4月1日	399,996	175,921
平成29年4月1日	398,917	177,261
平成30年4月1日	398,360	178,779
平成31年4月1日	397,679	180,275
令和2年4月1日	396,985	181,881

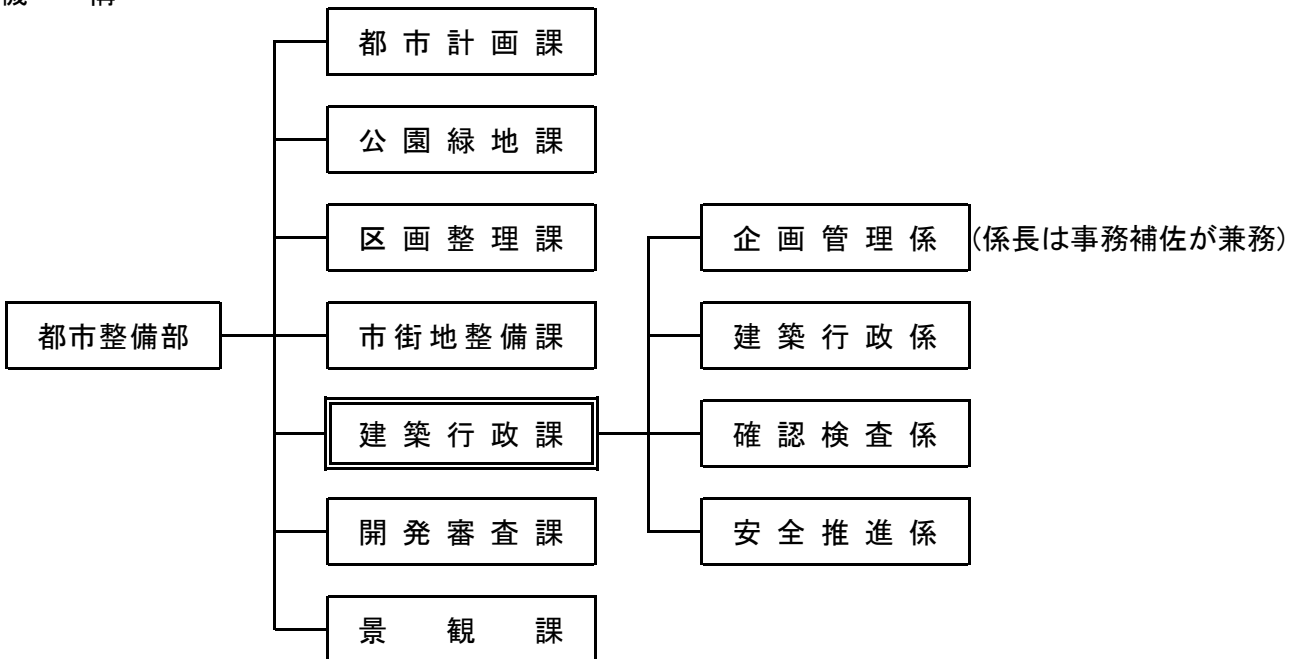
## 2 沿革

- S 48. 4. 1 特定行政庁発足  
 “ 建設部建築指導課が新設される。  
 “ 課長以下13名・3係(庶務、審査、指導)  
 “ 建築主事2名にてスタート  
 (人口 213,943人 65,036世帯)
52. 7. 1 都市計画課から開発指導係移管、4係(管理、審査、指導、開発指導)となる。  
 “ 職員数20名のうち任命建築主事4名
53. 7. 1 職員数22名
54. 4. 1 職員数24名
56. 4. 1 職員数25名
- 56.10. 1 政令299号で建築基準法第4条第1項設置市となる。  
 (人口 266,783人 93,419世帯)
58. 4. 1 建築基準法第69条の規定に基づき宮崎市建築協定条例を制定する。  
 (条例第33号)
60. 4. 1 建築確認申請手数料等、建築指導課扱いの手数料すべてを証紙収納から現金収納とする。(金銭登録機による収納事務取扱要綱)
62. 4. 1 機構改革により都市整備部になる。
63. 4. 1 宮崎県より住宅金融公庫業務の再委託を受ける。
- H 2. 4. 1 宮崎市開発指導要綱を制定する。  
 3. 4. 1 宮崎市中高層建築物に関する指導要綱を制定する。  
 4. 8. 1 宮崎市建築物に関する福祉環境整備指導基準を制定する。

- 5. 1. 5 宮崎市建築物に関する福祉環境整備指導基準に基づく整備事例集を作成する。
- 5. 6. 1 高齢者住宅等建築相談所を設置する。
- 7. 7. 1 住宅用家屋証明事務を税務部資産税課へ移管する。
- 9. 4. 1 機構改革により開発指導係が都市計画課に移管。3係(管理、指導、審査)となる。
- “ 住宅金融公庫業務が住宅金融公庫と直接契約となる。
- “ 宮崎県よりハートビル法に基づく特定建築物の計画認定及び指導助言等の事務について権限委任される。
- “ 宮崎県より優良住宅新築及び良質住宅新築の認定事務について権限委任される。
- “ 建築確認支援システム運用開始(FD受付)
- “ 職員数19名
- 10. 4. 1 機構改革により4係(管理、指導、建築審査、構造審査)となる。
- 10.10. 1 宮崎市狭あい道路整備事業に関する要綱及び宮崎市狭あい道路整備助成金の交付に関する要綱を制定する。
- 12. 4. 1 職員数23名(派遣職員1名及び嘱託職員1名を含む)
- “ 民間確認検査機関の県指定に伴い、(財)宮崎県建築住宅センターへ職員を1名派遣する。
- 13. 4. 1 職員数25名(派遣職員1名及び嘱託職員1名を含む)
- 14. 4. 1 機構改革により係名を変更する。(管理、指導、審査、検査)
- “ 職員数25名(派遣職員1名及び嘱託職員2名を含む)
- 14. 5.30 建設リサイクル法による届出等に関する事務を開始する。
- 16. 4. 1 機構改革により6係(管理、指導、審査、検査、査察、建築福祉)となる。
- “ 職員数27名(派遣職員1名及び嘱託職員3名を含む)
- 17.10. 1 宮崎市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱及び宮崎市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要領を施行。
- 18. 1. 1 佐土原町、田野町、高岡町と合併。
- 18. 4. 1 機構改革により7係(管理、指導、審査、構造審査、検査、査察、建築福祉)となる。
- “ 職員数26名(嘱託職員3名を含む)
- 19. 4. 1 職員数28名(嘱託職員4名を含む)
- 19.10.18 宮崎市災害危険区域内における住宅改築等事業補助金交付要綱を施行。
- 21. 6. 4 長期優良住宅認定事務を開始する。
- 22. 3.23 清武町と合併。
- 24. 4. 1 機構改革により6係(管理、指導、審査、検査、査察、建築福祉)となる。
- 25. 4. 1 機構改革により5係(管理、指導、審査、検査、査察)となる。
- “ 職員数29名(嘱託職員5名を含む)
- 26. 4. 1 職員数30名(再任用職員1名、嘱託職員5名を含む)
- 27. 4. 1 機構改革により管理係を企画管理係とする。
- 29. 4. 1 機構改革により4係(企画管理、指導、審査、査察)となる。
- “ 職員数31名(再任用職員2名、嘱託職員5名を含む)
- 30. 4. 1 職員数29名(再任用職員2名、嘱託職員4名を含む)
- 31. 4. 1 職員数30名(再任用職員1名、嘱託職員4名を含む)
- R 2. 4. 1 機構改革により建築指導課を建築行政課とする。
- “ 機構改革により係名を変更する。(企画管理、建築行政、確認検査、安全推進)
- “ 職員数32名(再任用職員1名、会計年度任用職員5名を含む)

### 3 機構と職員数(令和2年4月1日現在)

#### (1) 機 構



#### (2) 職 員 数

区 分		企画管理係	建築行政係	確認検査係	安全推進係	計
課 長	1					1
課長補佐等	1	1		1	1	4
係 長 等		1	3	3	2	9
主任主事		1				1
主任技師			2	4(1)	3	9(1)
技 師		1	1	1		3
会計年度 任用職員		2	1	2		5
計	2 事務系0人 技術系2人	6 事務系5人 技術系1人	7 事務系1人 技術系6人	11(1) 事務系2人 技術系9人	6 事務系0人 技術系6人	32(1) 事務系 8人 技術系24人

※( )内は再任用職員数

#### 4 事務分掌

係名	事務分掌
企画管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築指導行政に関する企画及び総合調整に関すること</li> <li>・許可申請、確認申請その他届出等の受付に関すること</li> <li>・許可書及び確認通知書の交付に関すること</li> <li>・建築指導行政に係る諸証明に関すること</li> <li>・建築計画概要書の閲覧に関すること</li> <li>・建築物等の統計に関すること</li> <li>・建築物の動態統計調査及び災害報告に関すること</li> <li>・課内の庶務及び課内の他係に属さないこと</li> </ul>
建築行政係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法に基づく許可、認定、認可、承認及び指定に関すること</li> <li>・道路の位置の指定に関すること</li> <li>・公開による意見の聴取及び建築審査会に関すること</li> <li>・建築協定に関すること</li> <li>・狭あい道路整備事業に関すること</li> <li>・宮崎市災害危険区域に関する条例に関すること</li> <li>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関すること(建築物に係るものに限る)</li> <li>・宮崎市福祉のまちづくり条例に基づく事前協議等に関すること(他課に属するものを除く)</li> <li>・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関すること</li> </ul>
確認検査係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認申請等の審査の処理に関すること</li> <li>・計画通知の処理に関すること</li> <li>・建築物等の検査及び検査に伴う是正指導に関すること</li> <li>・建築物における駐車施設の附置に関すること</li> <li>・優良住宅認定申請の処理に関すること</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の分別解体等の届出等に関すること</li> <li>・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関すること</li> <li>・都市の低炭素化の促進に関する法律に関すること</li> </ul>
安全推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反建築の指導及び処分に関すること</li> <li>・建築物の防災査察及び防災診断に関すること</li> <li>・特定建築物等の定期報告及び不適格建築物の報告に関すること</li> <li>・建築物の耐震改修の促進に関する法律に関すること</li> <li>・崖地近接等危険住宅移転事業に関すること</li> <li>・被災建築物応急危険度判定に関すること</li> </ul>

## II 建築行政歳入決算状況

### 1 手数料収納状況

	確認申請		計画通知		中間検査申請		完了検査申請		許可申請		仮使用申請		認定申請及び認定取消申請		各種証明		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	43	1,051,000	1	-			47	912,500	10	558,000	2	240,000	37	259,000	96	28,800	236	3,049,300
5月	36	716,500	1	28,000	3	84,000	26	509,000	7	579,000			34	257,000	91	27,300	198	2,200,800
6月	42	1,036,500	3	31,000	3	105,000	35	760,500	4	219,000	1	120,000	28	196,000	113	33,900	229	2,501,900
7月	39	625,000	3	311,000			38	893,000	3	33,000			43	301,000	83	24,000	209	2,187,000
8月	36	517,000			2	56,000	37	846,000	4	132,000			30	210,000	96	28,800	205	1,789,800
9月	30	496,500	7	57,000	1	28,000	32	732,000	3	99,000			32	243,000	71	21,300	176	1,676,800
10月	32	700,500	1	-	2	77,000	40	919,000	3	99,000	3	360,000	42	331,000	106	31,800	229	2,518,300
11月	40	805,000	3	26,000	1	49,000	33	761,000	10	330,000			37	259,000	95	28,500	219	2,258,500
12月	35	544,000	5	35,000	1	49,000	25	548,000	6	285,000			52	404,000	96	28,800	220	1,893,800
1月	34	555,500	5	40,000			23	522,000	1	33,000			34	235,000	136	40,800	233	1,426,300
2月	24	572,000	1	-	1	28,000	40	884,500	7	318,000	1	120,000	28	255,000	102	30,600	204	2,208,100
3月	43	930,500	3	44,000	2	56,000	42	964,000	7	318,000	1	120,000	43	320,000	89	26,700	230	2,779,200
合計	434	8,550,000	33	572,000	16	532,000	418	9,251,500	65	3,003,000	8	960,000	440	3,270,000	1,174	351,300	2,588	26,489,800

### 2 計画通知事務処理件数

事務内容	建築物				建築設備	工作物	総数
	1号	2号	3号	4号			
計画通知受理	3	0	4	15	8	3	33
適合通知	3	0	3	13	7	3	29
中間検査申請	0	0	0	0	0	0	0
中間検査済証交付	0	0	0	0	0	0	0
完了検査申請	5	0	1	11	6	0	23
検査済証交付	5	0	1	11	6	0	23



## Ⅲ 建 築 行 政 統 計

### 1 建築行政統計年度別総括表

統計名 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
確認申請受理件数 (指定確認検査機関)	1,943 (908)	1,912 (972)	2,026 (1,117)	2,146 (1,222)	1,979 (1,277)	2,004 (1,460)	2,079 (1,518)	2,090 (1,578)	2,000 (1,479)	1,951 (1,486)
確認申請通知件数 (指定確認検査機関)	1,932 (909)	1,877 (949)	2,032 (1,113)	2,143 (1,229)	1,978 (1,277)	2,001 (1,453)	2,064 (1,513)	2,166 (1,649)	2,047 (1,532)	1,938 (1,513)
計画通知件数	59	49	58	54	48	40	29	20	30	33
適合通知件数	58	46	64	52	46	39	28	19	33	28
中間検査申請件数 (指定確認検査機関)	34 (3)	34 (5)	39 (7)	49 (13)	46 (13)	47 (17)	45 (13)	33 (11)	34 (14)	29 (13)
中間検査済証交付件数 (指定確認検査機関)	36 (3)	34 (5)	39 (7)	49 (13)	46 (13)	46 (17)	46 (13)	33 (11)	34 (14)	29 (13)
完了検査申請件数 (指定確認検査機関)	1,725 (810)	1,803 (865)	1,801 (938)	1,941 (1,042)	1,785 (1,154)	1,871 (1,303)	1,827 (1,352)	1,879 (1,412)	1,797 (1,344)	1,698 (1,280)
検査済証交付件数 (指定確認検査機関)	1,716 (805)	1,745 (813)	1,781 (941)	1,917 (1,040)	1,775 (1,153)	1,883 (1,307)	1,815 (1,348)	1,837 (1,372)	1,805 (1,359)	1,738 (1,340)
仮使用認定件数	7	10	16	5	6	4	12	9	8	6
中高層建築物計画届出件数	53	87	94	91	99	81	79	69	64	58
建築審査会開催件数	8	5	7	12	12	8	8	11	9	8
公開聴聞会開催件数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
建築物例外許可件数	51	35	40	48	64	55	53	74	58	51
仮設建築物許可件数	31	13	18	15	26	14	18	16	20	14
第42条第1項第4号道路指定件数	0	2	4	19	0	0	3	2	1	6
道路位置指定件数	8	11	12	13	9	11	4	4	4	11
災害危険区域認定件数	9	7	4	11	4	9	13	9	5	9
第43条第2項第1号認定件数	-	-	-	-	-	-	-	-	6	10
一団地認定件数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
全体計画認定件数	2	2	0	0	0	0	2	3	3	0
高さ制限の緩和認定件数	0	0	1	0	2	2	0	0	1	0
駐車場施設附置届出件数	4	5	8	7	6	5	7	9	9	10
耐震改修の計画認定件数	8	3	0	2	5	7	20	27	0	0

## 2 年度別確認申請受理件数

法区分別	年度	受理機関	総 数	建 築 物				建築設備	工 作 物	
				1 号	2 号	3 号	4 号			小 計
法区分別	H29	宮 崎 市	512	109	3	21	327	460	28	24
		指定確認検査機関	1,578	74	13	156	1,279	1,522	29	27
		計	2,090	183	16	177	1,606	1,982	57	51
	H30	宮 崎 市	521	90	2	22	356	470	27	24
		指定確認検査機関	1,479	95	13	128	1,197	1,433	32	14
		計	2,000	185	15	150	1,553	1,903	59	38
	R1	宮 崎 市	465	61	3	22	326	412	31	22
		指定確認検査機関	1,486	56	6	67	1,286	1,415	50	21
		計	1,951	117	9	89	1,612	1,827	81	43
用途別	年度	受理機関	総 数	専 用	併 住	共 住	事 務 所	倉 庫・車 庫	工 作 場	そ の 他
	H29	宮 崎 市	460	255	11	48	63	21	9	53
		指定確認検査機関	1,522	1,292	14	86	72	6	18	34
		計	1,982	1,547	25	134	135	27	27	87
	H30	宮 崎 市	470	254	15	30	80	24	10	57
		指定確認検査機関	1,433	1,196	16	103	75	14	6	23
		計	1,903	1,450	31	133	155	38	16	80
	R1	宮 崎 市	412	236	6	34	49	26	17	44
		指定確認検査機関	1,415	1,207	17	67	62	20	8	34
		計	1,827	1,443	23	101	111	46	25	78
	構造別	年度	受理機関	総 数	鉄 コンクリート	筋 鉄骨・鉄筋 コンクリート	鉄 骨 造	木 造	そ の 他	
		H29	宮 崎 市	460	37	3	95	324	1	
指定確認検査機関			1,522	19	1	231	1,266	5		
計			1,982	56	4	326	1,590	6		
H30		宮 崎 市	470	39	3	99	329	0		
		指定確認検査機関	1,433	23	0	284	1,125	1		
		計	1,903	62	3	383	1,454	1		
R1		宮 崎 市	412	29	0	79	302	2		
		指定確認検査機関	1,415	19	0	227	1,167	2		
		計	1,827	48	0	306	1,469	4		
工事種別		年度	受理機関	総 数	新 築	増 築	改 築	そ の 他		
		H29	宮 崎 市	460	346	94	0	20		
	指定確認検査機関		1,522	1,456	62	0	4			
	計		1,982	1,802	156	0	24			
	H30	宮 崎 市	470	371	82	0	17			
		指定確認検査機関	1,433	1,397	30	0	6			
		計	1,903	1,768	112	0	23			
	R1	宮 崎 市	412	311	90	1	10			
		指定確認検査機関	1,415	1,354	59	0	2			
		計	1,827	1,665	149	1	12			
	用途地域別※指定確認検査機関を含む	用途地域	総 数	専 用	併 住	共 住	事 務 所	倉 庫 車 庫	工 作 場	そ の 他
		第一種低層住居専用地域	535	509	4	13	0	3	0	6
第二種低層住居専用地域		21	21	0	0	0	0	0	0	
第一種中高層住居専用地域		40	33	0	3	2	0	0	2	
第二種中高層住居専用地域		180	152	4	17	1	0	0	6	
第一種住居地域		281	233	2	19	11	4	0	12	
第二種住居地域		211	141	2	26	24	8	0	10	
準住居地域		11	5	0	1	3	1	1	0	
近隣商業地域		37	10	3	7	12	4	0	1	
商業地域		49	17	3	6	15	3	0	5	
準工業地域		63	40	1	4	10	2	2	4	
工業地域		8	6	0	0	0	1	1	0	
工業専用地域		3	0	0	0	1	2	0	0	
用途地域の指定のない地域		388	276	4	5	32	18	21	32	
計	1,827	1,443	23	101	111	46	25	78		

### 3 長期優良住宅認定申請事務処理件数

		H27	H28	H29	H30	R1
認定申請 (法第5条1項～3項)	受理件数	386	364	375	422	377
	認定件数	386	364	375	415	380
変更認定申請 (法第8条)	受理件数	1	4	6	6	13
	認定件数	1	4	5	6	13
譲受人決定による変更 (法第9条)	受理件数	26	23	28	24	29
	認定件数	26	23	24	28	24
地位の承継 (法第10条)	受理件数	0	1	3	3	2
	認定件数	0	1	3	3	2

### 4 違反建築物取扱件数

違反事項	違反該当事項	H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1	
		違反	是正	違反	是正	違反	是正	違反	是正	違反	是正	違反	是正	違反	是正	違反	是正
確認申請手続	法第6条	21	21	22	20	37	33	27	14	36	1	22	0	39	2	22	1
22条指定区域の屋根及び外壁の不燃	22条 23条	1	0	0	0	2	1	5	0	4	1	0	0	9	2	0	0
避難施設等	35条	3	0	1	1	1	1	1	1	5	1	1	0	2	2	4	2
内装制限	35条の2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	1
防火構造等	27条 36条	9	3	9	4	2	1	6	1	14	3	31	10	25	0	6	2
構造耐力上の規定	20条 36条	6	3	5	3	11	10	5	3	14	4	1	0	10	2	4	2
敷地等と道路の関係	43条	1	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路内の建築制限	44条	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
用途地域内の建築制限	48条	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
建ぺい率制限	53条	1	1	2	1	0	0	0	0	2	1	0	0	2	0	0	0
容積率制限	52条	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種低層住居専用地域内の外壁の後退距離	54条	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0
斜線制限	56条	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防火地域・準防火地域内の建築物の構造	61条 62条	0	0	0	0	1	1	2	1	0	0	0	0	3	0	1	0
その他	—	5	3	1	1	3	3	12	7	6	2	31	6	18	2	7	2
計		48	32	44	31	60	51	59	27	83	13	88	16	112	10	46	10

※是正件数には、過年度の違反に対するものを含む

## 5 許可申請件数

許可事項	適用条文	H27	H28	H29	H30	R1	
接道許可	法43条2項2号				26	48	
	(旧法第43条第1項)	(54)	(53)	(73)	(31)		
道路内の許可	法第44条第1項	0	0	0	0	3	
用途地域内の許可	法第48条	第1項	0	0	0	0	0
		第2項 ～14項	0	0	1	0	0
敷地の位置の許可	法第51条	0	0	0	1	0	
前面道路の許可	法第52条第10項	0	0	0	0	0	
容積率の許可	法第52条第14項	0	0	0	0	0	
高さの許可	法第55条第3項	0	0	0	0	0	
日影の許可	法第56条の2第1項	1	0	0	0	0	
総合設計の許可	法第59条の2第1項	0	0	0	0	0	
仮設許可	法第85条第5項	14	18	16	21	14	
総 数		69	71	90	79	65	

## 6 道路位置指定件数

	H29				H30				R1				
	4m以上 5m未満	5m以上 6m未満	6m以上	計	4m以上 5m未満	5m以上 6m未満	6m以上	計	4m以上 5m未満	5m以上 6m未満	6m以上	計	
申請件数	3	1	0	4	4	0	0	4	8	3	0	11	
指定	件数	3	1	0	4	4	0	0	4	8	3	0	11
	道路延長	72.22m	19.54m	0	91.76m	121.735m	0	0	121.735m	256.271m	98.72m	0	354.991m
廃止件数	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	2	

## 7 定期報告対象建築物報告件数

### 1) 特定建築物

年度	対象件数	受理件数	対 象 用 途	規模又は階(いずれかに該当するもの)※1
H29	221	52	劇場、映画館、演芸場 観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	①3階以上の階(合計床面積100㎡超)にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階(合計床面積100㎡超)にあるもの ④主階が1階にないもの(劇場、映画館、演芸場に限り)
			百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗 キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、待合、料理店、 飲食店、展示場、公衆浴場	①3階以上の階(合計床面積100㎡超)にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上であるもの ③床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階(合計床面積100㎡超)にあるもの
H30	182	118	病院、有床診療所、介護老人保健施設	①3階以上の階(合計床面積100㎡超)にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの (病院、有床診療所にあつては、その部分に患者の収容施設があるものに限る。) ③地階(合計床面積100㎡超)にあるもの
			就寝用福祉施設 サービス付き高齢者向け住宅 認知症高齢者グループホーム ※2 障害者グループホーム ※3 助産施設、乳児院、障害児入所施設 助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、 更生施設、老人短期入所施設、 小規模多機能型居宅介護事業所、 看護小規模多機能型居宅介護事業所、 老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するもの)、 養護老人ホーム、 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、 有料老人ホーム、母子保健施設、 障害者支援施設、福祉ホーム、 障害福祉サービス事業所(自立訓練又は就労移行支援を行うもの)	
R1	99	46	ホテル、旅館	①3階以上の階(合計床面積100㎡超)にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの ③地階(合計床面積100㎡超)にあるもの
			体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(いずれも学校に附属しないもの)	①3階以上の階(合計床面積100㎡超)にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの

※1 対象用途部分の床面積合計が200㎡以下又は対象用途部分が避難階のみのものを除く。

※2 「老人福祉法」第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供するもの。

※3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第17項に規定する共同生活援助事業の用に供するもの。

### 2) 昇降機等定期報告状況

#### ①エレベーター

	H29	H30	R1
報告すべき件数	2,064	2,160	2,195
報告件数	2,046	2,122	2,162
報告率	99.1%	98.2%	98.5%

#### ②エスカレーター

	H29	H30	R1
報告すべき件数	199	211	211
報告件数	190	202	202
報告率	95.5%	95.7%	95.7%

#### ③遊戯施設

	H29	H30	R1
報告すべき件数	5	5	5
報告件数	5	5	5
報告率	100.0%	100.0%	100.0%

## 8 各種補助事業

### ・木造住宅耐震診断・改修補助事業

現行の耐震基準を満たしていない昭和56年5月以前に建築された戸建木造住宅(併用住宅を含む)の所有者が実施する耐震診断、補強設計、改修に要する費用の一部を補助する。

【単位 件数:件 補助金額:千円】

		H27	H28	H29	H30	R1
件数	耐震診断	20	102	13	34	102
	補強設計	7	20	27	6	-
	耐震改修	7	19	26	6	23
	段階的改修	-	1	1	0	0
補助金額	耐震診断	1,074	5,493	702	1,836	11,220
	補強設計	700	2,000	2,700	600	-
	耐震改修	4,440	9,585	13,935	2,030	20,356
	段階的改修	-	450	185	0	0

※補強設計に対する補助は、平成27年度より開始。平成30年度で終了。

※段階的改修に対する補助は、平成28年度より開始。

### ・民間特定建築物耐震診断補助事業

耐震改修促進法に定める民間特定建築物の所有者が実施する耐震診断に要する費用の一部を補助する。

【単位 件数:件 補助金額:千円】

	H27	H28	H29	H30	R1
件数	0	0	1	1	0
補助金額	0	0	1,500	1,500	0

### ・耐震対策緊急促進事業

耐震改修促進法の改正により、不特定多数の方が利用する大規模建築物の所有者は、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告する義務が課せられた。そのため、その耐震診断に要する費用の一部を補助する。

【単位 件数:件 補助金額:千円】

	H27
件数	1
補助金額	3,503

※平成27年度で終了。

### ・大規模民間建築物耐震補強設計補助事業

耐震改修促進法の改正により、不特定多数の方が利用する大規模建築物の所有者は、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告する義務が課せられた。その耐震診断の結果から耐震改修工事を実施しやすい環境を整えるため、耐震補強設計に要する費用の一部を補助する。

【単位 件数:件 補助金額:千円】

	H27
件数	5
補助金額	19,165

※平成27年度は、平成28年度への繰越分4件(17,099千円)を含む。

※平成27年度で終了。

・大規模民間建築物耐震改修補助事業

耐震改修促進法の改正により、不特定多数の方が利用する大規模建築物の所有者は、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告する義務が課せられた。その耐震診断の結果から耐震改修工事を実施しやすい環境を整えるため、耐震改修に要する費用の一部を補助する。

【単位 件数:件 補助金額:千円】

	H27	H28	H29	H30	R1
件数	-	3	4	4	4
補助金額	-	65,605	87,354	135,778	95,539

※令和元年度で終了。

・災害危険区域住宅助成事業

災害危険区域内に存する既存住宅等の所有者が、条例に定める建築制限に適合させるために実施する改修等の費用の一部助成する。

【単位 件数:件 補助金額:千円】

	H27	H28	H29	H30	R1
件数	0	0	0	0	0
補助金額	0	0	0	0	0

・福祉のまちづくり施設整備補助事業

福祉のまちづくり条例施行(平成13年4月1日)以前に建築された集会施設、物品販売施設など不特定多数の人が利用する施設を条例の整備基準に基づいて改修する工事費用の一部を補助する。

【単位 件数:件 補助金額:千円】

	H27	H28	H29	H30	R1
件数	2	2	2	0	0
補助金額	601	673	1,579	0	0

・危険ブロック塀等対策事業

倒壊の危険性の高いブロック塀等の所有者を対象に除却費用を補助する。

【単位 件数:件 補助金額:千円】

	R1
件数	23
補助金額	3,008

※令和元年度より開始。

## Ⅳ そ の 他

### 1 違反建築物防止週間事業

この事業は、国民一般に建築基準法の目的・内容について周知徹底を図るとともに違反建築物に対して行政上、所要の措置を積極的に講ずることによって良好な市街地環境の形成及び建築物の質の向上に努める気運を高めることを目的とする。

- (1) 実施日 令和元年10月17日(木)  
 (2) 一斉公開パトロール実施結果

#### 動 員

対象区域	動員車両	職員動員数								
		市 建 築 指 導 課	市 消 防 局	宮 崎 県 建 築 士 会	宮 崎 県 建 築 士 事 務 所 協 会	宮 崎 県 建 築 協 会	宮 崎 地 区 建 築 業 協 会	宮 崎 県 宅 地 建 物 取 引 業 協 会	労 働 基 準 監 督 署	計
市内全域	6台	4名	4名	2名	2名	2名	2名	2名	1名	19名

#### 建 築 物

対象区域	パ ト ロ ー ル 件 数	違 反 建 築 物 件 数	違反建築物件数							確 認 表 示 未 掲 示
			無 確 認 件 数	道 路 関 係 違 反	建 ぺ い 率 違 反	高 さ ・ 斜 線 違 反	用 途 違 反	そ の 他	計	
市内全域	12件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

### 2 建築物防災週間事業

火災、地震、がけ崩れ等の災害による、建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的とする。

- (1) 実施時期

上期 令和元年8月30日～令和元年9月5日  
 下期 令和2年3月1日～令和2年3月7日

- (2) 一般市民への、防災に対する知識の普及、啓発活動

防災週間ポスターの庁舎・市民サービスコーナー等へ掲示



### 3 建設リサイクル法に基づく届出・通知

平成14年5月30日より「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」いわゆる建設リサイクル法の施行に伴い、建築物の解体等にあたって分別解体等及び再資源化等が義務付けられ、事前の届出、通知が必要となった。

#### 対象建設工事の届出等件数

	H27	H28	H29	H30	R1
届 出	687	740	796	852	821
変 更 届	1	1	5	2	2
通 知	540	585	554	523	598
合 計	1,228	1,326	1,355	1,377	1,421

### 4 建設リサイクラー斉パトロール

このパトロールは、建設リサイクル法に基づく分別解体及び再資源化等の適正な実施並びに石綿の適正な処理等について現地パトロールを強化し、特に法令遵守の徹底、無届出工事等の不適正な業者の監視に重点を置きながら一斉パトロールを行う。また、あわせて建設リサイクル法に関するPRを積極的に行うことにより、さらなる法の実効性を確保することを目的とする。

(1) 実施日 令和元年10月30日(水)

(2) 建設リサイクラー斉パトロール実施結果

#### 動 員

対象区域	動員車両	職 員 動 員 数								
		市 建 築 指 導 課	市 廃 棄 物 対 策 課	市 環 境 保 全 課	宮 崎 労 働 基 準 監 督 署	宮 崎 県 解 体 工 事 業 協 同 組 合	(一社) 宮崎県 建築協会	(一社) 宮崎県 産業資源循環協会	(社) 宮崎地区 建築業協会	計
市内全域	5台	4名	2名	2名	1名	2名	2名	2名	2名	17名

## 5 中高層建築物に関する指導要綱（平成3年4月1日施行）

中高層建築物の建築にあたり、必要な指導を行うことにより、建築主等と近隣住民との間に生じる民事的な紛争を未然に防止し、良好な近隣関係の維持向上と良好な居住環境の形成を目指す。

(1) 対象となる中高層建築物の規模（階数はいずれも地階を除く）

- ① 第1種、第2種低層住居専用地域内の建築物で、軒の高さが7mを超えるもの、又は地階を除く階数が3以上のもの（1戸建ての専用住宅を除く）
- ② 第1種、第2種中高層住居専用地域及び第1種、第2種住居地域、準住居地域、又は用途地域の指定のない区域内の建築物で高さが10mを超えるもの（1戸建ての専用住宅を除く）
- ③ 共同住宅、下宿又は寄宿舍の用途に供する建築物で次に掲げるもの
  - イ 地階を除く階数が5以上で、かつ、入居戸数が15戸以上のもの
  - ロ 地階を除く階数が3以上で、かつ、1住戸又は1住室当たりの床面積が概ね30㎡未満の入居戸数が10戸以上のもの

(2) 届出件数

用途地域別

用途 年度	一低	二低	一 中高	二 中高	一 住居	二 住居	準 住居	近隣 商業	商業	準 工業	工業	工業 専用	調整 ※	合計
H27	12	0	1	9	8	21	2	2	10	10	0	0	7	82
H28	9	1	0	6	10	21	0	10	5	8	2	0	7	79
H29	5	0	0	8	7	20	1	11	7	1	0	1	8	69
H30	7	0	0	6	5	19	1	7	6	5	0	0	8	64
R1	6	0	1	7	5	17	0	5	8	2	1	0	6	58

※『調整』には都市計画区域外及び無指定区域（田野都市計画区域）を含む。

建物用途別

用途 年度	共同住宅	事務所	学 校	店 舗	そ の 他	合 計
H27	48	0	0	7	26	81
H28	47	0	1	9	22	79
H29	43	0	0	5	21	69
H30	36	1	3	6	18	64
R1	32	0	1	5	20	58

## 6 建築物等に関する福祉環境整備

### (1) 特定施設新設等事前協議

「宮崎市福祉のまちづくり条例」(平成13年4月1日施行)により、不特定多数の人々が利用する建築物について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めることを義務づけている。

	【民間施設】						【公共施設】					
	事前協議件数			事前協議適合件数			事前協議件数			事前協議適合件数		
	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1
対象施設合計	143	166	110	59	64	43	5	5	7	5	5	7
1 医療施設	9	27	8	3	11	1	0	0	0	0	0	0
2 興行施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 集会施設	2	5	7	0	1	3	2	0	1	2	0	1
4 展示施設	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0
5 物品販売施設	34	44	25	14	20	8	0	0	0	0	0	0
6 宿泊施設	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
7 社会福祉施設	45	34	25	25	15	15	0	0	0	0	0	0
8 体育施設	0	5	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0
9 遊技施設	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 教育文化施設	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
11 公衆浴場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 飲食施設	26	19	19	3	1	4	0	0	0	0	0	0
13 金融機関等の施設	3	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0
14 サービス施設	15	22	13	6	7	6	0	0	0	0	0	0
15 公共交通機関の施設	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
16 自動車車庫	1	1	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0
17 公衆便所	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
18 公益事業施設	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
19 官公庁舎	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
20 学校等施設	1	2	2	0	2	1	1	3	3	1	3	3
21 事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 工場	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
23 共同住宅	4	5	2	3	3	1	0	0	0	0	0	0
24 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)認定建築物

車いす使用者同士がすれ違える廊下の幅員の確保等、通常の整備基準を超える基準(建築物移動等円滑化誘導基準)を満たす建築物の建築主等は、バリアフリー法による認定を受けることができる。その際、認定建築物であるシンボルマークの表示等様々な支援措置を受けることができる。

バリアフリー法認定件数

	H27	H28	H29	H30	R1
集会施設	0	0	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0	0	0
物品販売施設	0	0	2	0	0
官公庁舎	0	0	0	0	0
金融機関施設	0	0	0	0	0
合計	0	0	2	0	0

7 狭あい道路整備事業

建築基準法では、4メートル未満の狭あいな道路に接して建築物を新築、増改築等を行うときには、道路の中心線から2メートル以上後退して建てるよう規定されている。

本市においては、宮崎市狭あい道路整備事業に関する要綱に基づき、建築確認申請書を提出する前に後退用地の拡幅整備の方法などについて、建築主との間において事前協議を行う。

狭あい道路整備事業実績

	H27	H28	H29	H30	R1
協議件数	111	107	84	89	83
市道	80	73	60	69	59
寄附申出を受けた件数	52	40	46	45	24
里道・農道	29	23	17	13	14
私道	2	11	7	7	10

8 宮崎市建築審査会委員

令和2年3月31日現在

部門	氏名	備考
行政	下登 義克	会長
建築	越山 明典	
法律	山崎 真一郎	
経済	松山 茂	
建築	松元 義春	
公衆衛生	満山 宗人	
都市計画	中澤 隆雄	会長代理

# 建 築 行 政 年 報

令和2年度(令和元年度分)

編集・発行 宮崎市都市整備部建築行政課  
宮崎市橘通西1丁目1番1号  
TEL 0985-21-1813  
FAX 0985-21-1815  
E-mail [30sidou@city.miyazaki.miyazaki.jp](mailto:30sidou@city.miyazaki.miyazaki.jp)  
発行年月 令和2年10月

